

政策形成プロセスに着目した 知的財産法学の実践的な提言

北海道大学 法学研究科 教授

田村 善之



研究の背景

「知的財産権の保護の強化が国家の繁栄を導く」などというようなスローガンを耳にしたことはありませんか。しかし、最近の経済学の実証研究は、イノベーションのためには必ずしも強い特許権ばかりが望ましいものではないことを明らかにしています。

また、資料としてたくさんの本を鞆に入れるのは重くて大変なので、コピーをしたり、電子ファイルにして持参したことはありませんか。実は、日本の著作権法の条文を本気で守ろうとすると、これらの行為は著作権侵害となってしまいます。一般の人の著作権法に対する認識と、実際の著作権法の条文の間には大きなギャップがあります。

本研究は、特許権や著作権などの知的財産権の保護が一般に強くなりすぎていることを明らかにし、その原因を解明したうえで、解決策を探りました。

研究の成果

本研究は、政治学の力を借りて、知的財産権が国際的な大企業などに大きな利益をもたらす権利であるところに、知的財産権が強くなりすぎる原因があると考えました。これらの大企業は、国際的な条約の交渉や、国内の知的財産の政策決定の場面で、直接議員や政府当局に接触し、その決定形成に影響を及ぼそうとする「ロビイング」を行います。その結果、できあがった立法は、大企業などの知的財産権者の保護を強くするものになりがちです。

このように原因が分かれば、対策もはっきりします。たとえば、立法ではなく、ロビイングの影響を受けにくい裁判所の判断でより自由に知的財産権を制限する制度を導入することなどが考えられます。

もちろん、そのような提言をするためには、知的財産権の保護が本当に過剰となっているのかということを確認する必要があります。本研究は、そのために市場に関する経済学を活用しました。

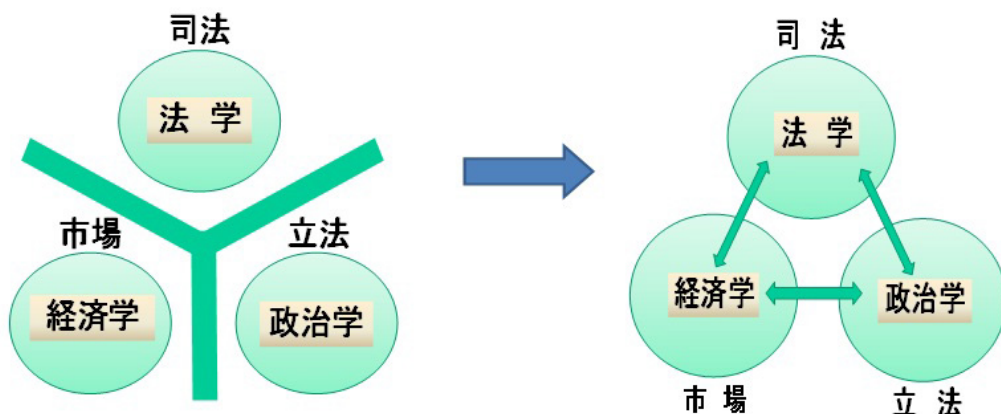
今後の展望

知的財産法学に限らず、伝統的な法学者は、市場のことは経済学者に任せ、政策形成過程は政治学者に任せ、自分ではできあがった法の解釈論に専念することが少なくありませんでした。

しかし、知的財産権のように複雑な問題では、法学、経済学、政治学が互いに垣根を作っていたのでは、満足な解決を得ることが困難となっています。むしろ、互いに不足しているところを補い合うというインタラクティブな手法をとることにより、何とか及第点をとることを目指すべきでしょう。本研究はその一例ですが、今後はこのような観点からの研究をより深めていこうと思っています。

関連する科研費

平成22-24年度 基盤研究(B)「政策形成プロセスに着目した知的財産法政策学の実践的な提言」



(記事制作協力:科学コミュニケーター 福成 海央)